

“こうべ”の市民福祉総合計画 2015の基本理念を実現するため、前章で示した方向性に沿って、協働による具体的取組みを図るものとします。

特に、市民の地域での安心した生活の継続を図るため、身近なエリアにおいて、地域の資源が主体となり協働して、力を合わせた取組みを進めていきます。

また、専門機関をはじめ、多様な主体のそれぞれの強み・特長を活かして、課題の克服に取り組むために、分野ごとの連携・ネットワーク構築のさらなる充実を図るとともに、分野を越えたネットワークの構築を進め、多様な主体の活動の拡がりを支えるとともに、新たな協働の取組みの方向性を探っていきます。

【それぞれのエリアでの主な関係機関等と市民生活を支えるための取組み方策】

エリア	主な関係機関・団体	取組み方策
市		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワーク構築・地域支援機能向上の仕組み構築・人材育成等の支援</li> </ul>
区	<p>区役所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域（小学校区～行政区等）における、専門機関・関係団体の分野を越えたネットワーク構築 【地域の支援者間連携】</li> <li>・分野ごとの専門機関による地域支援機能の向上【ワストップサービス機能の充実】</li> </ul>
中学校区		<ul style="list-style-type: none"> <li>・分野ごとの専門機関による地域支援機能の向上【ワストップサービス機能の充実】</li> <li>・地域と協働した事業性ある福祉活動の充実 【コミュニティ型取組み支援】</li> </ul>
小学校区		<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な居場所、情報提供及び相談場所</li> <li>・地域の課題共有と解決の取組み【ワストップサービス機能の充実】</li> </ul>
	住 民	

（あんしんすこやかセンターや障害者地域生活支援センターは、地域における高齢者・障がい者の代表的な専門機関の例として例示していますが、他にも、障害者就労推進センター、発達障害者支援センター、子ども家庭センターなど多くの専門機関があります。）

## “ともに取り組む” 具体的取組み方策 一覧

### 1. ワンストップサービス機能の充実を中心とする相談対応の総合化

- (1) ふれあいのまちづくり協議会の機能向上の支援
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援
- (3) 専門機関のアウトリーチ機能の充実・強化
- (4) 市民の支え合い活動の充実（インフォーマル、「制度外」のサービスの充実）
- (5) 小規模多機能型・共生型事業所の展開
- (6) 医療と福祉の幅広い連携
- (7) マイノリティの支援
- (8) 地域での居住の安定確保への支援
- (9) 生活困窮とならないための支援
- (10) 権利擁護事業の充実
- (11) 行政の連携推進及び対応力の向上

### 2. コーディネーターの配置をはじめとする、地域の多様な支援者間の連携を支援

- (1) 「地域福祉ネットワーク」(仮称) を配置
- (2) 地域福祉に携わる人材のレベル向上策（コーディネート機能の向上）
- (3) 社会福祉施設等による地域支援機能の充実

### 3. コミュニティビジネスの取組み支援など、地域福祉の今日的課題への対応

- (1) コミュニティビジネスを志向する市民を支援
- (2) 地域と協働するNPOや社会福祉施設等を支援
- (3) 新たな担い手市民を輩出する方策
- (4) 災害時等における要援護者の避難支援
- (5) 高齢者の孤立の防止・見守り
- (6) 自殺対策の総合的な推進

## 1. ワンストップサービス機能の充実を中心とする相談対応の総合化

全ての市民が、住み慣れた地域の中で、尊厳を保ち、安心して安全な生活を送ることができるために、一人ひとりが地域社会とのつながりを途切れさせないような支え合い・支援が必要です。

また、一つひとつの気づきをそれに終わらせることなく、問題意識を持って、解決に近づくような努力をすることが必要です。

そのため、ふれあいのまちづくりの圏域を基礎的な支え合いのエリアとして、市民が身近な地域福祉センターなどで必要な情報を得たり、困りごとや希望を伝え合い、共に助け合うとともに、必要に応じて専門機関に円滑につなぐなどの仕組みを構築することが必要です。

また、市民が福祉に関する相談のために、区役所や専門機関に直接出向くという現行の流れに加えて、ふれあいのまちづくり協議会から、専門的な相談・サービス提供機関、さらに区役所・区社会福祉協議会に至るまで、相談やサービス提供など、内容に応じて適切な地域資源がつながり、協働して市民一人ひとりを支えるための取組みを推進します。

このように、市民が身近な場所で安心して相談でき、多様な機関が必要に応じて関わり、課題の解決に向けて隙間を作らないよう連携して対応することをワンストップサービス機能と呼ぶこととします。

さらには、利用者本位に、当事者に近くきめ細かな市民活動の促進、医療と福祉との幅広い連携、権利擁護の拡充などの、市民福祉に関する相談対応の総合化を図り、市民の安心した生活を支えます。

### (1) ふれあいのまちづくり協議会の機能向上の支援

ふれあいのまちづくり協議会（191 団体）は、概ね小学校区をエリアとし、エリア内の自治会、婦人会、老人クラブ、民生委員児童委員協議会、子ども会等の代表者が中心となって自主的に結成され、地域福祉センターの管理運営とともに、地域福祉の推進主体として、地域の実情に応じた様々な福祉活動を実施しています。

現在では、協議会ごとの取組みが多方面にわたって着実に拡充していますが、20年の経過とともに、一部では、活動者の高齢化、地域福祉センター利用者の固定化傾向と相まって、市民の関心から遠ざかっているような状況も見られます。

そこで、地域福祉センターを市民により身近な場所として充実するため、ふれあいのまちづくり協議会が取り組む活動を支援していきます。

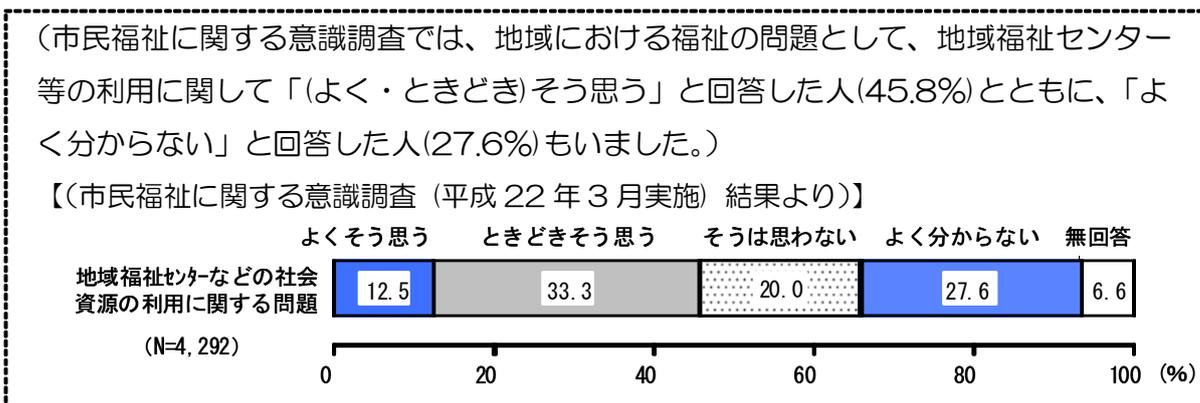
まずは、市民が、身近な地域福祉センターで、市民福祉に関する相談窓口等の情報を適切に得ることができるよう情報提供機能の充実を図ります。

次に、可能な地域においては、地域福祉センターに、子どもから高齢者まで幅広い層の市民が気軽に集い、比較的軽度な困りごとやニーズに対しては、お互いが助け合うような仕組みについて検討し、取組みを進めていきます。

併せて、専門的な支援が必要な場合には、分野ごとの専門機関や区役所・区社会福祉協議会等に円滑につなぐ仕組みの構築についても検討し、取組みを進めていきます。



ふれあいのまちづくり協議会が、地域の課題や実情に応じて、これらの対応力を強めていくための支援を行っていくこととし、具体的には、課題の発見や早期対応力の向上を図るための研修などの充実を図るとともに、地域の課題や実情に応じて、NPO・社会福祉施設等の多様な主体の参画を得ながら、地域で福祉課題を発見し解決方法を探るワークショップを行うことや、地域福祉活動の計画策定などについて支援していきます。



## (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援

民生委員は、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める」とされており（民生委員法第1条）、地域のひとり暮らしの高齢者や障がい者等の訪問、相談など、地域住民が安心して暮らせるような支援を行う身近な地域福祉の担い手であり、市には 2,439

名がいます（主任児童委員を含む。平成22年12月1日現在）。

高齢者の増加や多様な福祉課題を有する人の増加など社会情勢の変化により民生委員の重要性は高まる一方、相談内容の多様化、各種の証明事務などの負担が増え、担い手が不足しているのが現状です。

民生委員は、これまでも、地域の中できめ細かな福祉活動を担っていますが、ますます増加する福祉ニーズに対応するために、研修の充実を図るとともに、地域住民組織・専門機関・社会福祉協議会・行政その他の関係機関がつながりを構築し、しっかりとバックアップし、協働による福祉活動の充実を図ります。

また、民生委員、社会福祉協議会、行政その他の関係機関は、積極的に住民に対して、民生委員の活動を明らかにしていくことにより、市民の民生委員に対する信頼感が向上するとともに、民生委員の活動も市民のプライバシーを尊重し、信頼関係構築のもとに適切な活動が推進されるものと見込まれます。



友愛訪問活動

### (3) 専門機関のアウトリーチ機能の充実・強化

市では、個別・専門的な福祉・保健等の相談支援を行う専門機関を、その目的に応じて、市や区、中学校区などを単位として配置を進めています。

市民の中には、専門機関への相談方法がわからない方も多くいるなどの課題があることから、専門機関には、地域に出向いて相談に応じるなど、要援護者をきめ細かく支援する機能が求められています。

その場合には、ふれあいのまちづくり協議会などの地域活動と連携することが重要です。

専門機関とふれあいのまちづくり協議会、専門機関同士が、地域の中で要援護者一人ひとりを支援する中で、互いにつながりあって、地域課題に立ち向かうことの積み重ねにより、地域での発見力等が向上することが期待されます。

市では、市民のその人らしい生活を支援する観点から、行政職員と地域福祉ネットワークカー（仮称、後述）が、地域の支援者のネットワークを支援し、専門機関による現場の判断を尊重し、柔軟な支援のあり方を検討していきます。

(4) 市民の支え合い活動の充実（インフォーマル、「制度外」のサービスの充実）

市民には、一人ひとりの多様化・複合化している福祉ニーズに対して、従来の市制度の拡充だけでは全てを支えることが難しいということを理解し、また、「基本的なことは地域住民が主体となって解決すべき」という高い意識を持つことが望まれます。

今後は、市民・事業者・行政の協働による、福祉ニーズのよりきめ細かな実態把握と分野を越えた総合的な対応が必要であり、また、市民は、自らが当事者に近い福祉の担い手としての役割を担うことが可能です。このため、市民ボランティア、NPO、生活協同組合などが、これからの地域福祉において大切な資源となることが考えられます。

ボランティアグループや小規模なNPO等により提供されている良質なサービスについて、広がっていくような支援策、市民が受けたいと思うサービスを増やせるような支援策を、市民・事業者と協働して検討していきます。

フォーマルサービスとインフォーマルサービスが包括的に提供されることで、支援者（団体）間の連携の深まり、参加する市民の増加により、安心して暮らすことができる、元気な神戸づくりの実現に努めていきます。

(5) 小規模多機能型・共生型事業所の展開

専門サービスが増える中、地域によっては、例えば、高齢者サービスは充実しているものの、障がい者の活動場所・居場所が不足している、またその逆の地域もあるなど、地域ごとの実情があり、子どもから高齢者まで幅広い層の市民が、ともに集うことができる居場所が求められています。

世代間の共生ケアには、当事者同士がケアをしあう効果も期待され、当事者に地域社会とのつながり、人の尊厳を実感していただく効果があります。

今後、地域ごとに、ニーズや供給量を具体的に検討していく中で、地域の資源・拠点を多機能に展開でき、市民の利便性が向上する、共生型のケアの取組みを検討していきます。

(6) 医療と福祉の幅広い連携

高齢化、障がい者の地域生活の進展、在宅医療の進展などに伴い、地域で医療と福祉サービスをともに必要とする方が、ますます増加しています。

地域の医療機関では、利用者本位かつ適切な医療の提供に努められていますが、医療・福祉ニーズを有する市民が増加する中、市民一人ひとりの生活の質を保つためには、地域の医療機関と、看護・リハビリテーション・福祉サービスの関係機関、

地域で見守り・支え合い活動を行う民生委員・地域住民組織やNPO、さらに、区役所・区社会福祉協議会等とのしっかりとした連携が必要です。

日ごろから、支援者（団体）同士が関わる場を充実することにより、地域での相互連携による、医療・保健・福祉サービスを要する市民に適切な配慮を行うとともに、大きな災害などの際において、市民が必要な医療・保健・福祉サービスを受けられることができるよう、地域で支援を要する市民の情報共有の仕組みを検討します。

また、病院と地域の医療・福祉等関係機関との連携により、市民に入院時から地域生活の継続をめざす医療・看護・リハビリテーションが提供され、退院後は地域で他職種が連携しての在宅医療・看護・リハビリテーション・福祉サービス・見守り等につながるような連携の仕組みを充実することによる、24時間365日の地域生活の安心度を高めていきます。

#### (7) マイノリティの支援

生活するうえで様々な課題を抱えている支援を要する市民が、安全で安心な暮らしを続けることができるよう、地域での支え合いの取組みを進めていますが、社会を取り巻く環境悪化などを要因として、特に、コミュニケーション上の課題を抱えている外国人、性的少数者などマイノリティと称されている方が、社会的な偏見、地域社会からの孤立などの不利益を受けやすい立場に追いやられることがあります。

市民によるつながりの意識や人権意識の高まりから、公的な福祉サービスの対象となりにくい方に対して積極的に関わっている市民や、さらには、きめ細かい支援を行っているボランティアグループやNPOなどもありますが、これからは、市民・事業者・行政が協働して、これらの自ら助けを求めることが困難な市民が抱える問題の把握に努め、支援の仕方を検討していく必要があります。

外国人の医療・介護や日常生活などにおける多言語情報の提供の充実など対象者への情報提供の平準化、市民啓発による少数者への共感や共生への理解促進などを図り、国籍、言葉などにかかわらず、すべての住民にとっての安心・安全なユニバーサル社会をめざす必要があります。

(※「神戸づくりの指針」は、「支援を要する人」について、「ここでは健康等に不安のある高齢者や障がい者（身体障がい・知的障がい・精神障がい及び発達障がい等）、難病者、保護を要する児童、コミュニケーション上の課題等を抱えている外国人、経済的困窮状況にある人、犯罪・DV（配偶者などからの暴力）等の被害者など、支援を必要とするすべての人を指します。」と定義しています。)

(8) 地域での居住の安定確保への支援

高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人世帯などについては、「身体状況にあった住まいが少ない」、「経済的な問題から住環境を選べない」等の課題があることから、それぞれの世帯の特性や課題に応じた施策が必要となっています。

そのため、高齢者等の住宅のバリアフリー化、特性に応じた住まいの確保やニーズにあった住まいを選べる住み替えなどの仕組みづくり、子育てに適した住宅供給の支援や、住宅情報を入手しづらい市民への情報提供等に取り組みます。

市では、住まい手としての市民への総合支援を行うことを目的に、平成12年10月に神戸市すまいの安心支援センター（すまいるネット）を設置し、契約、工事等の住まいに関するあらゆる相談・トラブル等に対する的確なアドバイスを行い、消費者を保護するという重要な役割を果たしています。一方で、高齢者、障がい者、外国人など、必要な住情報にアクセスしにくい市民に対しては、NPO等の様々な支援組織や地域の世話役（民生委員など）等と連携した住情報の提供の仕組みを構築することが課題となっています。

これらのことから、身近な地域で耐震化やバリアフリー化のための助成制度等の住まいに関する情報を届きやすくするネットワークづくりを進めることとし、すまいるネットと地域住民組織・NPO・福祉サービスの専門機関等との連携による取り組みを推進します。

(9) 生活困窮とならないための支援

景気低迷の長期化や雇用環境の悪化を受け、市民の中には、経済的自立が困難で生活に困窮している方が増加しています。

生活困窮者に対するセーフティネットの対策として、生活保護は、最後の砦としてしっかりと市民を支えていきますが、その他にも段階的なセーフティネットの仕組みが必要です。

生活困窮者に対するセーフティネットの対策については、国や県等との連携により、恒久対策や緊急対策を、必要に応じて臨機応変に実施していきます。例えば、失業等により住居を喪失するなどした方の住宅確保、生活資金の貸付等の援助、ハローワーク等の専門機関との連携による相談機能の充実、生活保護を受給する方の自立を促進するための就職に向けた就労支援の実施などを図っていきます。

さらには、社会的なつながりを維持・構築するための居場所機能の確保・構築を図るなどによって、市民が、再びチャレンジできる機会の増加を目指します。

(10) 権利擁護事業の充実

判断能力が不十分な人が、安心して地域生活を送り、福祉サービスを利用できるよう、福祉サービス利用援助事業と成年後見制度のさらなる利用促進を図る必要があります。

平成12年（2000年）に、成年後見制度が開始されてから10年が経過し、制度の周知が進んでいます。今後は、ひとり暮らしの認知症高齢者などが増加することからも、市民の成年後見制度へのニーズが高まることが確実です。

また、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職による第三者後見も急増していることから、今後は、専門職後見人に加えて、地域に暮らす同じ市民の目線での後見活動が期待できる「市民後見人」の養成と、その活動を支援する仕組みづくりが急務となっています。

そのため、本市では、神戸市成年後見支援センターを設置して、市民後見人の養成を行い、養成研修を修了した市民が地域で後見活動を行うことを支援するとともに、成年後見制度の利用を促進するための広報・啓発、相談、申し立て支援などを行います。

(11) 行政の連携推進及び対応力の向上

地域で複合化した課題を解決する中で、各制度の施策の重複や、行政のすみわけが原因で解決できないことがあります。

市民福祉の課題がますます増加・複合化する中、行政の部局を越えた連携、施策の総合化及び対応力の向上が必要です。

市では、地域において課題解決が円滑に進むよう、各団体等と関係する市所管課間の意見交換・交流を推進し、各施策が調和して総合力を発揮するよう、行政内部の連携強化を進め、市民福祉の課題共有と課題克服を図っていきます。

また、社会課題が急速に多様化・複合化する中、市民自らによる発信が困難な課題や新たな課題を発見するとともに、速やかな対応が必要です。このため、区役所をはじめとする行政機関が主体的に、支援を要する市民の状況及び地域ニーズの的確な把握に努め、市民・事業者と協働して、区や地域の実情に応じた施策の構築を図るものとするほか、地域福祉ネットワーク（仮称）の活動等も踏まえ、本庁各所管課も連携して、区の実情にあった地域福祉推進のための計画策定について検討していきます。

## 特定非営利活動法人ひやしんす

特定非営利活動法人ひやしんす（北区）では、精神障がい者が、ひとりぐらし高齢者などの外出困難者に対して、弁当を配達するほか、喫茶、ケーキ・焼き菓子の店を運営するなど、障がい者の働く場と、地域の高齢者等の安心した暮らしの継続を両立しています。



弁当準備中

## 特定非営利活動法人東灘地域助け合いネットワーク

特定非営利活動法人東灘地域助け合いネットワーク（東灘区）では、地域住民が自らの得意分野をいかして「自分らしくやりがいのある仕事」を行うことを支援しています。



生活支援活動（ペンキ塗り）の訓練の様子

## 2. コーディネーターの配置をはじめとする、地域の多様な支援者間の連携を支援

要援護者を支援する各機関は、市民一人ひとりの課題解決のために懸命な努力を行っているにもかかわらず、複合的課題を抱える市民が、分野をまたがった機関の連携を必要とする際には、他制度に関する専門情報が不足していることや、他機関に対する遠慮などにより円滑な連携が阻害され、制度の細分化や件数増加が、さらに、連携の隙間を拡げています。

複合的な課題を抱える市民に対しても、円滑で柔軟な支援が可能となるよう、関係者それぞれの力を最大限に引き出し、重ね合わせることができるよう、各区に、多様な関係機関・関係者との間のネットワーク構築を主たる業務とする「地域福祉ネットワークワーカー（仮称）」を配置して、地域で普段からの顔の見える関係づくりと、つなぎの円滑化を図ります。

### (1) 「地域福祉ネットワークワーカー」（仮称）を配置

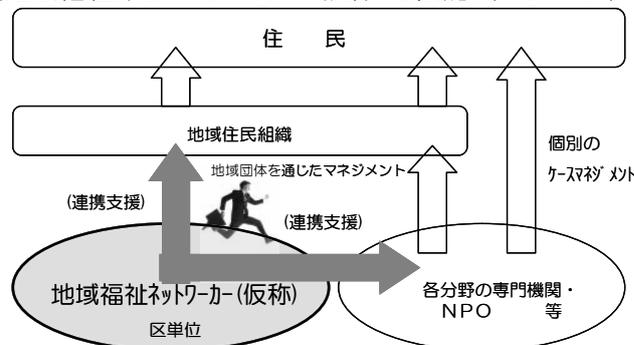
地域福祉ネットワークワーカー（仮称）の主たる役割は、地域活動者と専門性を有する相談機関等との関係づくり、相談機関間、相談機関とサービス提供機関、フォーマルサービスとインフォーマルサービスを提供する機関との関係づくりと、これらの機関等から相談を受けた際の、支援を必要とする市民にとってより専門的な機関への円滑なつなぎ・橋渡しです。

要援護者を援助するキーパーソンは、民生委員、主任児童委員、ケアマネジャー、医療関係者、NPOスタッフ、あんしんすこやかセンターや障害者地域生活支援センター等の専門機関の職員、保健師等の行政職員など、市民一人ひとりの心身や生活の状況によって様々だと考えられます。地域福祉ネットワークワーカー（仮称）は、これらの組織・機関間のコーディネーターと位置づけます。

地域福祉ネットワークワーカー（仮称）は、普段からの圏域内の顔の見える関係づくりと、つなぎの円滑化を図るとともに、連携構築の中で、住民ニーズの変化を把握していくことも求められます。

なお、地域福祉ネットワークワーカー（仮称）の配置については、行政区ごとに、関係機関により検証しながら、段階的に進めていくものとします。

【地域福祉ネットワークワーカー（仮称）の機能（イメージ）】



(2) 地域福祉に携わる人材のレベル向上策（コーディネート機能の向上）

地域福祉に携わる、要援護者のキーパーソン（民生委員、主任児童委員、ケアマネジャー、医療関係者、NPOスタッフ、専門機関の職員、保健師等の行政職員など）が、的確な連携手法を用いて要援護事例にアプローチしていくため、また、各地域資源のそれぞれの連携機能向上を図るため、地域福祉ネットワーク（仮称）が中心となり、関係者と協働してのワークショップ開催等により、事例を蓄積・収集するとともに、活動の成果となる各種対応マニュアルを作成し、各地域資源に還元していきます。

(3) 社会福祉施設等による地域支援機能の充実

老人福祉施設、児童福祉施設、障害者福祉施設等の社会福祉施設や介護老人保健施設、グループホーム等の施設・事業所（以下「社会福祉施設等という。」）は、これまで、高齢者・子ども・障がい者などの分野ごとに設置されてきました。

特に、介護保険制度の進展に伴い、高齢者向けの施設は年々増加し、特別養護老人ホームは、介護保険の日常生活圏域（概ね中学校区、77圏域）のうち、57圏域に設置されています。また、保育ニーズや子育て支援に対する社会的関心の高まりに伴い、全市的に保育所の整備強化を図るとともに、児童館は、全ての中学校区に設置されています。さらに、障害者自立支援制度の進展に伴い、障がい者の地域生活を支援するケアホームやグループホームが増加しています。このように、多くの社会福祉施設等が市域を面的にカバーしているといえます。

社会福祉施設等が立地している地域ごとに、高齢化や子育て支援などの地域課題を抱えていることから、社会福祉施設等が地域住民や地域住民組織と連携し、地域の課題を考え行動することが期待されています。

現在も、保育所における園庭開放事業など地域に開かれたプログラムを実施している事例などのほか、社会福祉施設等に地域住民向けに営業する食堂・喫茶を併設している例や、地域住民の集会のために会議室等を提供している施設があります。また、地域住民の定期的なボランティア受入や、行事を開催する施設は多くあります。

社会福祉施設等には、日ごろから、施設等の分野を越えて、地域の身近な相談場所（案内場所・居場所）となることが求められていることから、社会福祉施設等と協働して地域支援の充実のあり方を検討します。

### 高齢者施設での子育てサークル実施の取組み

高齢者ケアセンターながた(長田区)では、地域の子育てサークルの場所が提供されており、お母さんと子どもとお年寄りが、いきいきと交流しています。



高齢者ケアセンターながた（長田区北町3-3）

### 3. コミュニティビジネスの取組み支援など、地域福祉の今日的課題への対応

民生委員・児童委員や、ふれあいのまちづくり協議会など、地域住民組織による、日ごろからの支え合い・見守り活動は、現在においても、これからも大切であり、ますます重要度を増してきます。

地域住民組織の活動者の高齢化が地域活動の停滞を招いているという課題がある中、担い手の中からも、活動の継続性を保たせるために事業性を高めてコミュニティビジネスを志向するような新しい動きが出てきています。

また、ボランティアグループやNPOによる活動は、小規模ゆえの継続性の課題があるものの、これからもさらに活発化することが期待されます。

これからは、市民・事業者・行政が協働して、これらの地域福祉活動の今日的な展開を支援していくことが必要です。これらにより、行政だけでなく、多様な担い手が多くの地域で、市民に公共的なサービスを提供して、広く市民の利益につながっていくように、支援のあり方を検討し、推進していきます。

このほかにも、地域福祉の今日的な課題について、重点的に取り組んでいくこととしています。

#### (1) コミュニティビジネスを志向する市民を支援

地域では、市民の365日の暮らしを支えていくために、制度に基づき提供されるサービスに加え、それを互いに補完する、市民による一人ひとりにあった支え合いのサービス、居場所を提供するような仕組みが必要とされています。

地域の中で、市民による福祉活動が充実するよう、活動に適度な事業性を加味して、得られる収益が地域に還元され、利用される市民も含めて地域の力が高まる活動が期待されています。

さらに、地域住民の雇用や参加が増え、参加する市民に利益がもたらされ、利用する市民の安心が継続するといった効果も期待できます。

このため、社会福祉協議会やNPO・中間支援団体との連携・協働による市民の活動支援や必要な情報提供などを行うなど、市民・事業者・行政の協働により、住民のつながりによる新たな取組みを支援していくこととしています。

#### (2) 地域と協働するNPOや社会福祉施設等を支援

市民によるコミュニティビジネスの取組みに加え、NPOや社会福祉施設等が、地域と協働してコミュニティビジネスに取り組む、地域住民組織とともにコミュニティビジネスを結成して地域福祉活動に取り組むことも期待されます。

神戸では、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災を契機にたくさんのNPOが生まれ、様々な地域課題を解決する担い手として活躍してきました。

現在、600弱のNPOがあり、その活動については多様ですが、その中でも、行政によるサービスや公的財源が届きにくい、制度の隙間で市民の福祉ニーズに寄り添い、小規模ながら主体的に公共公益的サービスを提供している団体が多くあります。

これからの福祉サービスの提供にあたっては、市民・地域住民組織とNPO等の非営利活動団体が連携を深め、行政も協働してできる限り隙間をつくらないように進めていく必要があります。

そのため、地域と連携・協働して、地域の課題解決に取り組むNPOや社会福祉施設等の活動が、事業性を高め安定するとともに、地域に還元をもたらすよう支援する仕組みを検討します。

### (3) 新たな担い手市民を輩出する方策

これからも、市民の福祉ニーズがますます増加・多様化・複合化していくことが考えられますが、全ての市民が自立した生活を維持し、未来に安心・希望を持つことを可能とするためには、子どもから高齢者まで全ての市民が、福祉に関心を持ち、一人ひとりの福祉が「サービスを受けることか、提供することか」の一方のみと考えるのではなく、意欲・能力・可能性のある市民は、本人の年齢や性別に関係なく、少しずつでも、地域の中で福祉活動に参加できることが必要といえます。

そして、地域住民組織の活動者、福祉ボランティアやNPO等の活動者を増やすこと、福祉施設等で働く職員を増やすこと、コミュニティビジネスとして福祉事業を行う活動者を増やすことなど、様々な担い手育成が求められています。

このため、市では、社会福祉協議会、NPOやその中間支援機関、企業、大学等の多様な機関・団体と連携を深め、また、市民との協働により、市民が福祉活動に参加しやすくなるよう、啓発や研修及び環境づくりなどの取組みを充実します。

### (4) 災害時等における要援護者の避難支援

市民の安全な地域生活を確保する中で、災害時の命を守る・安全を確保することは、最も基本的な課題です。

市民は、阪神・淡路大震災のときに、人と人との日ごろからのつながり・相手への思いやりの気持ちがいかに必要かつ有効であるかということを経験し、その気持ちを大切につないできています。そして、多くの地域では、防災福祉活動が積極的に取り組まれています。

最近では、全国各地で、地震や豪雨災害などが相次いでおり、大きな災害の危険

は常にあると意識しておかなければなりません。そして、その際に、高齢者・障がい者など支援を要する市民が置き去りにされることなく、安全に避難できるよう支援する仕組みづくりは、全ての地域が取り組むべき課題といえます。

大規模災害時には、まず一人ひとりが自分自身や家族の安全を確保する自助と、近隣住民等による安否確認や避難誘導等の共助の取組みが重要です。そのため、市民の生命の安全確保を主眼とし、個人情報保護に配慮しながら、要援護者の情報について関係機関や地域と共有を図るとともに、地域の実情に応じた避難支援体制づくりが進むよう、地域主体の取組みを支援していきます。

また、避難した要援護者に対しては、医療・看護・介護など、必要なケアが受けられるような支援体制づくりを進めます。

#### (5) 高齢者の孤立の防止・見守り

市では、震災以降、ひとり暮らし高齢者等の見守り施策を積極的に推進してきました。

しかし、高齢化のスピードや家族形態の変容に、現行のあらゆる仕組みが対応困難となってきたことから、今後において、高齢者等の実態把握の充実が喫緊の課題であるといえます。

このため、これまで以上に、市民・事業者・行政が協働して、地域において高齢者等の実態に即した見守りを進めるためのあらゆる手段を検討する必要があります。

現在、市では、高齢者の多い集合住宅等にあんしんすこやかセンターの出張所として「あんしんすこやかルーム」を設置してきていますが、高齢者の身近な相談窓口として注目が集まっています。このあんしんすこやかルームの設置を拡充し、コミュニティづくりの拠点・相談場所などのワンストップサービス機能を推進していく必要があります。

また、民生委員や友愛訪問グループ、あんしんすこやかセンターの見守り推進員による高齢者見守り、配食サービスを活用した安否確認、ガスメーターや熱センサー等ICTを活用した見守りなど、これまで行ってきた見守り活動を、さらに充実していく必要があります。

さらには、地域福祉センターなどの身近な居場所で、地域の多くの世代の住民が集い、ふれあうことにより、高齢者を孤独にしないようにする取組みが必要です。

これからは、新聞等の配達、商店による配達などの既存のサービスも活用する必要があります。

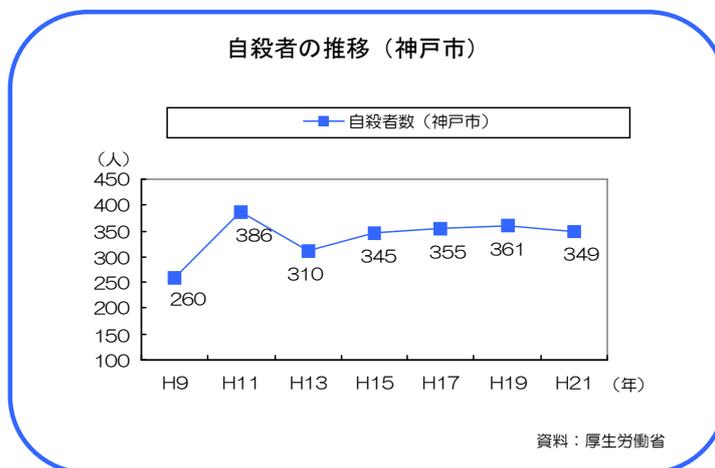
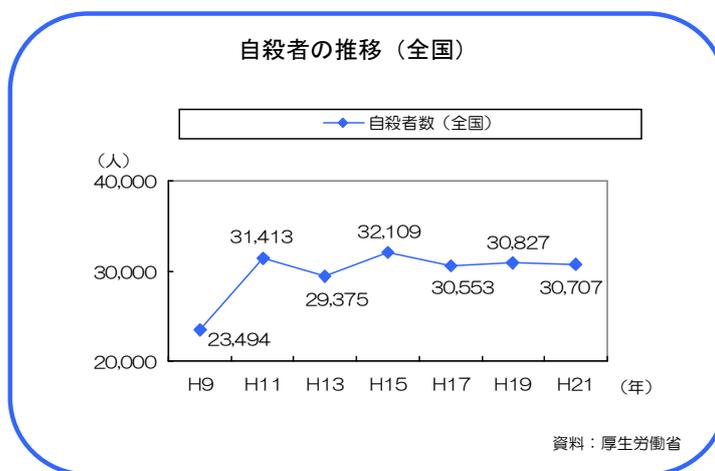
また、見守り支援を行うボランティアを養成するとともに、見守り支援を行っているNPOとも連携し、さらには、企業とも連携していく必要があります。

(6) 自殺対策の総合的な推進

全国での自殺による死亡者数は年間3万人を超える高い水準で推移し、深刻な社会問題となっていることを受け、「自殺対策基本法（平成18年10月）」、「自殺総合対策大綱（平成19年6月）」が制定されました。市においても、平成10年に自殺者が急増して以降、毎年300人前後を推移しています。

自殺は心の健康問題のみならず、経済・生活問題をはじめ様々な社会的要因が複雑に関係しあって起こるものです。精神保健や産業保健の観点だけでなく、社会・経済的な視点も含めて、総合的かつ緊急に自殺対策の取組み方針を明確化するため、自殺対策にかかる基本計画である「神戸いのち大切プラン」に基づき、自殺対策を総合的に推進します。

具体的には、自殺対策の専門相談や、支援を行う人材の育成、自殺対策に関する情報収集と情報発信、電話相談や遺族を支援する民間団体等との連携を行うための核となる「自殺予防情報センター（仮称）」を設置し、総合的な自殺対策を推進します。また、うつ病対策のひとつとして、かかりつけ医（一般医）と精神科医（専門医）との連携を緊密にすることで、かかりつけ医から精神科医へのスムーズな紹介を行い、自殺者数減少を目指す「神戸G-Pネットワーク」の充実を図ります。



## ○「居場所」づくりの推進

近年、地域における福祉ニーズの増加・多様化に対して、家庭機能のみでは対応することが困難であり、市民・事業者・行政が協働して、地域で支援を要する市民の居場所を確保することが必要とされています。

地域には、現在も様々な居場所があり、どの場所も、参加する市民にとって、情報収集・交換、悩みの共有や、仲間づくりができるなどの役割を果たしています。また、問題の深刻化を未然に防ぐためにも重要な役割を果たしています。

施策別にも居場所の充実・強化が必要であり、ライフステージに応じて居場所機能が途切れない仕組み、課題の変化に応じた新たな居場所づくりが必要とされています。

そのような中で、地域に住む誰もが集うことができ、主体的に参加・交流することによって、お互いを受け容れ、認め合い、自らの役割を確認して元気を維持するとともに、自然な助け合いを実現することが可能となる居場所が必要です。

身近な場所において、多世代が気軽に集まり共生できる居場所づくりの取組みを協働により広げていくこととしますが、地域の実情に応じて実施できるところから、また、実施しながらつながりを深めていくことを考えています。

### 【主な居場所機能】

高齢者	地域福祉センター（給食などの各種のつどい）、住宅等の集会所（趣味活動）、医院・デイサービスセンターなど通院・通所場所、商店街の交流拠点など
障がい者	地域活動支援センター、学童保育・障害児タイムケア事業など
子ども・親子	保育所、幼稚園、児童館、つどいのひろば（地域福祉センター、保育所、児童館、大学など）など
青少年	ユースプラザ又はユースステーション、児童館などの空き時間を活用した利用、サポートステーション、フリースクールなど

このほかにも、NPO等が設けている居場所など多様な取組みが行われています。また、生活保護受給者の居場所やマイノリティと称される方の居場所など、様々な居場所の必要性も検討や実施がされています。

### のびやかスペース「あーち」

多様な世代が、子どもの育ちへの関心をきっかけに集まり、ふれあうことにより、相互関係を築き、地域でともに暮らす価値観を創造しています。

市民と神戸大学と市が協働し、参加者の主体的な取組みにより、さまざまな人の相互理解や社会的関心が高まる効果が現れています。



のびやかスペース「あーち」(灘区神ノ木通3-6-18)

## 寄付活動を身近にしていきましょう

寄付は、寄付者が自らの意思に基づき、金銭や財産などを福祉事業などへ無償で提供することであり、「赤い羽根共同募金」など公募で行われるもののほか、寄付者が直接に受益団体等あてに寄付する場合や、慈善団体などが寄付者と受益者の間に介在する場合などさまざまです。

特に、最近では、アニメの主人公の名前などを名乗る匿名の寄付が全国的に相次いでおり、神戸でも同様の寄付が寄せられています。

神戸には、市民のために何かをしようと思う市民が多いですが、今以上に市民同士の善意がつながりあう、多様な寄付活動・基金活動が期待されています。

### ○地域や学校など、コミュニティの力を合わせて推進する「赤い羽根共同募金」

共同募金は、「共同募金会」の活動によって全国的に行われている募金であり、地域福祉推進に関わるさまざまな事業に幅広く活用されています。

少子超高齢化が進み、社会情勢が変容するなかで、地域に根ざした住民の主体的な活動を応援する共同募金の役割が、今後もより一層重要になるとともに、共同募金が、市民の多様な形での寄付活動の推進役となることも求められています。

### ○「善意銀行」－身近な寄付の窓口－

善意銀行は、市民による金銭・物品の寄付を、それぞれを必要とする福祉団体や福祉施設等へ払い出すことで高齢者、障がい者及び子どもの福祉の向上に役立てています。

また、市民が寄付をした場合の税制上のメリットである「寄付金控除」の適用範囲が広がってきています（市民福祉等に関する市への寄付やふるさと寄付（ふるさと納税）、赤い羽根共同募金への寄付、認定特定非営利活動法人に対する一定の寄付、社会福祉法人等の公益増進に寄与する事業への寄付など。）。

市民の寄付活動が高く評価されるとともに、寄付を受けた団体等が誇りと自信を持って事業に取り組むような神戸らしい寄付文化を育み、次世代の子どもたちにつないでいくことが求められています。